## 誓約 書

文部科学省大臣官房人事課長 殿

私は、令和7年度春期文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップに参加するにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1. 実習期間中、実習に関して文部科学省受入各課室等指導担当者の指示に従い、実習に専念します。なお、やむを得ず欠務する場合は、事前に受入各課室等の指導担当者又はその他の関係職員に理由を付して申し出ます。
- 2. 実習期間中、文部科学省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、公 務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為及びこれらに 類する行為を行いません。
- 3. 実習期間中に知ることのできた秘密(国家公務員法100条第1項に定めるもの)を、実習期間中及び実習期間終了後、外部に漏洩又は公開する行為を行いません。
- 4. 実習期間中及び実習期間終了後、上記2. 及び3. に該当する事項について、外部掲示板等(民間企業等が提供する SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を含む。)への情報の書き込みを行いません。
- 5. 実習期間中は、原則9時30分までに文部科学省に登庁します。

令和8年 ○月 ○日

(実習生氏名)

## (参考)

## 〇国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第 100 条第 1 項

(秘密を守る義務)

第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後といえども同様とする。